

相談者（Aさん）先日引き続き、市民課の「市民何でも相談」で相談案件の多い遺言書をめぐる紛争について教えていただきに参りました。

弁護士 遺言については具体的にどの様な相談が多いのですか。

Aさん 二種類のパターンに分かれているのです。一つはお年寄りからの相談で、子ども達に財産を公平に分配してあげて、後々争いにならないように遺言書を作りたいというものです。もう一つは逆に息子さんなどお年寄りの面倒を現実に見ている方からの相談で、スムーズに遺産を相続するにはどうしたら良いかという相談です。

弁護士 私たち弁護士に対する相談とほぼ同じような傾向ですね。まずは遺言書の基本的な知識の確認から始めてみましょう。遺言書には公正証書遺言と自筆証書遺言と秘密証書遺言の三種類があるのですが、現在作られているのはほとんどが公正証書と自筆証書です。Aさん 自筆証書遺言は自分で書く遺言書で、全てが直筆であること、日付が特定されていること、署名があり判子が押してあることが必要なのですか。

弁護士 その通りです。良く勉強していますね。自筆するときには遺言者の手の力が弱かったため子どもの添え手による補助を受けた場合は有効だと思えますか。Aさん 添え手を受けたのでは自分の意思かどうか不明となるので無効なのではないでしょうか。

弁護士 これには最高裁の判決があります。昭和六二年一〇月八日判決において、「遺言は有効だと思えますか。Aさん 添え手を受けたのでは自分の意思かどうか不明となるので無効なのではないでしょうか。」

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第26回

遺言書をめぐる紛争

者が自書能力を有し、遺言者が他人の支えを借りただけであり、かつ、他人の意思が介入した形跡がない場合に限り、自書の要件を満たす」と判示しています。

Aさん それですとかなりデリケートな判断になる場合もあり得ますね。

弁護士 そうですね。自筆証書遺言は簡便に作成できるというメリットがある反面、紛失したり破棄される危険性があり、また自書性について争われることもあり得ます。また原則として家庭裁判所における開封・検認手続きを受ける必要があるのです。私の知人に毎年誕生日に自筆証書遺言を書くことを習慣にしているという人がいますが、私としてはやはり、公正証書遺言を勧めたいですね。

Aさん 公正証書は確実だと聞きますが、手続きが面倒なのではないですか。

弁護士 確かに自筆証書遺言に比べれば一定の手続きは必要です。戸籍謄本や印鑑証明書等の書類を予め揃えなければなりませんし、公証人役場まで出向かなければならず、手数料もかかります。また証人を二人立てなければなりません。

Aさん 身体の不自由なお年寄りの方だと公証人役場へ出向くことは難しいのではないですか。

弁護士 例えば足が不自由で自宅療養中であ

るとか、重い病気で入院中の方が遺言書を作成したい場合は、公証人が自宅や病院に出張してくれるので心配はありません。Aさん 公正証書がより確実、たというのはどうしてなのですか。

弁護士 公正証書は公証人が作成しますので、形式上の不備から無効になるということが原則として起こりません。字の書けない病人でも公証人に出張してもらって作成が可能です。原本が公証役場に保存されますので、紛失・毀損の恐れもなく、作成経過が明確なため、自筆証書の場合の検認も必要ないのです。このように公正証書遺言は自筆証書と比べてはるかに確実性が高いと思います。

Aさん 公正証書遺言が無効となる場合はないのですか。

弁護士 残念ながら全くないとは言いきれません。典型的なものには認知症の患者さん等で遺言能力がないにもかかわらず公正証書遺言が作成された場合があります。公証人は遺言書を作成する場合には遺言者と直に会い、その場で、お年寄りだったり、様子がおかしい場合にはいくつかの質問をしたりして判断能力をチェックし、遺言が真意に基づくことを確認するのが一般的です。しかし認知症で治療中であることを隠している場合などは、その場ではごく普通の受け答えをすることができ



ることもあり得るので、結果的には公正証書遺言書が作成されてしまうことがあり得るのです。例えば東京地裁平成一八年七月四日判決は遺言者が実際には重度のアルツハイマー型認知症のため遺言の内容や遺言による法的効果を弁識、判断する能力を失っていたとして公正証書遺言書を無効と判断しました。Aさん 先ほどお話ししたような、相続を受ける側からの強い働きかけによって遺言書が作られる場合には注意が必要そうですね。弁護士 その通りです。遺言は基本的には遺言者の意思を最大限に尊重して作成されるものです。それが、相続争いを先取りするような形で遺言書の作成合戦が繰り返されると

いうようなことが起こりうるのです。具体的には、自分に有利な遺言をしてもらおうと子ども達がそれぞれ遺言者に働きかけた結果、何通もの遺言書が作成されるといったケースがありました。

Aさん その場合、どの遺言が有効なのか。

弁護士 いくつかの遺言があつて矛盾をきたす場合は、民法一〇二三条によって後で作成された新しい遺言が有効とされています。Aさん 遺言で決められた遺産の分割は絶対なのではないか。遺留分という権利があると聞いたのですが。

弁護士 すべての相続人が遺言書を尊重してそれで良いとなれば、遺言書通りの相続になります。しかしながら、同じ相続人でありながら、遺言書によって特定の人だけが遺産を相続することに反対の場合、相続人には遺留分という権利があり、その権利を行使することによって、一定の遺産を確保することが認められています。その場合行使期間が一年間に制限されていますので、注意が必要です。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）
阿部・佐藤協同法律事務所 弁護士
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員